

令和 6 年度 第 2 回八千代市地域福祉計画 及び地域福祉活動計画策定・推進協議会

日 時 令和 6 年 8 月 2 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分から

場 所 福祉センター第 3 ・第 4 会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

・計画策定の進捗状況について

3 議 題

・計画骨子について

4 閉 会

計画骨子に対する委員からの意見（アンケート結果）について

・第2回推進協議会の開催に向けて、推進協議会委員に依頼したアンケート結果及び意見は以下のとおりです。（10人/12人）

協議事項	回答結果	ご意見等（◆は「2」回答者の意見）
①計画期間を5年間にすることについて	1. 5年間でよいと思う 【6人】 2. 5年間以外がよいと思う 【2人】 3. わからない 【1人】 * 意見なし【1人】	◆世の変動が早く計画が間に合わないので3年がいい。 ◆5年にのばす根拠が弱いのでは。（行政のやり方はよくわかりませんが、）5年間で中間評価という意味がよくわかりません。現状の1年ごとの評価（報告）を積み重ねていき、次計画にむかってよいのでは、と思いました。
②計画を推進する地域の範囲について	1. 7つの圏域、21の小地域を基本でよい 【7人】 2. 圏域等は変更した方がよい 【2人】 3. わからない 【0人】 * 意見なし【1人】	・1. のままでよいと思う。理由としては以前との比較が難しくなるから。 ・急激な人口増があった場合にどう組み入れるか？地理的な分け方がやはり良いと思うので当面は現状のままで。 ・わが町元気プロジェクト会議は、地域で活躍されている方々（子供会、長寿会、自治会 etc）に声かけをして多くの意見を伺うのはいかがでしょうか。 ・7つの圏域では、緑が丘と高津地域などあまりに環境や条件が違いすぎると思います。ただ21の支会地区は7つよりは良いと思いますが、知らない人が多いので周知の方法を考えるべきだと思います。 ◆11の中学校区。21の支会では、わからない市民が多く、特に勝田台地区では勝田台中学校区が村上地区にも拡大していて、どのエリアまでが勝田台地区なのかわかっていない。 ◆高齢化した地区と若い世代の多い地区をうまく組み合わせられた方が活動しやすい気がする。老人にとっても若い子どもたちや子育て世代と触れ合えたら生きがいややりがいがあるのではないかな。
③現計画の理念について	1. 現計画の理念を基本とすることにより 【8人】 2. 理念は新しく検討した方がよい 【1人】 3. わからない 【0人】 * 意見なし【1人】	・1. のままでよいと思う。 ・ご近所同士の助け合いが希薄になってきている。地域の人達の結びつきを深める交流はかせない。 ・「お互いを認め 共に生きる わがまち八千代市」はそのまま、～一人ひとりを大切に～のワードを変更しても良いかも。少し新鮮味をつけて。 ・「ふくし文化」の基本理念や目標は修正しなくてもよいが、実際に行動に移せることが重要である。 ◆「新しく検討」認め→認め合い

④現計画の3つの基本目標について	1. 現計画の基本目標を基本とすることにより 【9人】 2. 基本目標は新しく検討した方がよい【0人】 3. わからない【0人】 * 意見なし【1人】	・ 1. でよろしいです。
⑤現計画の11の施策を整理することについて	1. 11の施策に整理することにより【8人】 2. 11の施策でない方がよい【1人】 3. わからない【0人】 * 意見なし【1人】	・ 1. のままでよろしいです。 ◆たとえば(10)多様な生き方…が、(1)に統合されるよりも、ことばとして(10)の言葉の方が伝わりやすいと思います。わがまちプロジェクトでも地区の課題としてあがっていました。ようやく3つの基本目標、19の施策になれてきたところなので、あまり変化は望まないです。重点施策を出すのはよいと思いますが。
⑥重点とする施策について	1. 移動支援、権利擁護、居場所、情報共有、ネットワークの5つにより【8人】 2. 上記以外がよい・追加したほうがよい【0人】 3. わからない【1人】 * 意見なし【1人】	・ 1. でよろしいです。 ・ 良いとは思いますが、わがまちプロジェクトの結果を待ってから、再考してもよいのでは。 ・ なんと言っても交通の手段を増やして欲しいと思います。ミニバスの運行などを考えていただけないでしょうか？（ぐるっと号の復活など）

⑦その他、意見について

- ・ 医療人としての発言になりますが、もう少し、医療・介護・福祉の連携が「NPO 法人やちけあ」でなされていることに注目してもらいたい。
- ・ 新規作成するパンフレットは、だれがみてもわかりやすいようにして頂きたい。
- ・ あくまでも個人的な感想です。「～しよう！」ということばに違和感を感じます。進められないのは、私たちの努力が足りないみたいなイメージ。官民一緒に進めましょうというイメージにうけとれないです。第4章・第5章をいれることについてもう少し説明がほしいです。
- ・ 地域懇談会の更なる開催回数の増加で、車座になって情報交換を求めます。高齢者対策等。
- ・ 八千代市にずっと住んでいたい、と思えるように、環境や交通、福祉、医療等必要な条件を整えていくことをめざしていけるとよいと思います。市が住み良い町になることを心から希望します。
- ・ 事務局の方針（案）について賛成いたします。

第1回推進協議会の主な論点と方針（案）について

・第1回推進協議会での議論を踏まえ、事務局としての方針（案）を整理しました。

協議事項	第1回推進協議会での主な論点	事務局の方針（案）
①計画期間を4年間から5年間にすることについて	○目標を延ばす根拠をしっかりとすることが大切である。 ○地域福祉計画の特徴として、短期間では成果が出にくい。 ・今回5年間としても第2次地域福祉計画では他の分野別福祉計画と計画年度が合っても、第3次の策定時はまたずれてしまう。 ・計画期間を少し延ばすことで中間評価を行う。 ・計画を5年間とすることでの活動等の不都合が生じるか。	福祉分野の上位計画として5年間の目標を立てて福祉の仕組みや活動を推進していきたいと考えています。
②計画を推進する地域の範囲について	○新しい市民の参画を得るためにも、地域福祉を推進する上で重要なエリアをどう捉えるか。 ・現在の7の圏域を基本とすることでよいのか。広すぎるのではないか。21の支会、11の中学校区などもある。 ・21支会は、福祉関係者以外はわからない市民も多い。	地域福祉においては、7つの圏域を基本に拠点を整備する単位としながらも、中学校区や支会など小地域活動をグラデーションのように内包して充実させていきたいと考えています。
③「ふくし文化」を育むことについて、基本理念や基本目標	○「ふくし文化」を根付かせる仕掛けも意識もやや不十分だった。 ○基本理念と基本目標は、現在と同じ内容でよいのか。 ・基本目標や理念を変更するかは、再検討する必要がある。 ・理念、基本目標は修正する必要があるれば、修正すればよい。 ・少し行政っぽい言葉が並んでいるのもっと簡単なことばでも。 ・周知するだけでなく、実際、行動に移せることが重要となる。	「ふくし文化」は一朝一夕には育たず、市民の皆さまと一緒に時間をかけて取り組むものと認識しています。現計画の理念「お互いを認め共に生きる わがまち八千代市 ～一人ひとりを大切に～」をベースにしながら、ご意見をいただき検討していきます。
④施策の構成、重点項目の設定などについて	○推進協議会での議論や評価から重点を設定した。特に、移動支援は生活の根幹に関わることで重要ある。 ・重点は、「移動支援」「権利擁護」「居場所」「情報共有」「ネットワーク」の5つでよいのか。 ・「移動支援」と「情報共有」は、部会を設置して検討していく。 ・各個別計画で取り組んでいる多文化共生プランや男女共同参画プランとの重複を整理する。	現計画の19の施策を11の施策に整理してみました。そのうち5つの施策を重点として取り組みを充実させていきたいと考えています。 ※「資料② 第2次計画の施策の方向性と重点項目について（案）」を参照

(続き)

協議事項	第1回推進協議会での主な論点	事務局の方針（案）
⑤評価方法について	○市民・地域・社協・市それぞれが、各項目に対して、どのように推進してきたのかを評価する方法を議題する必要がある。 ・ 現在、計画を評価する方法、評価基準が曖昧である。 ・ 数値目標は他計画の寄せ集めでは意味がないと思われる。 ・ 社協の出前講座以外にもボランティア部がある学校など取り組みがあるので把握する必要がある。	計画を評価する方法は重要であり、次回以降の検討課題とします。
⑥「重層的支援体制事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」の位置付けについて	○国の指針も踏まえて、市もそれにならう方針となっている。 ・ 重層的支援体制整備を進めることで相談等がたらいまわしにされないか、中身の問題が懸念される。	既存の相談窓口等を活かしつつ、今後は複雑化・複合化した課題等に対応する新たな取組を推進していきます。また、「重層」と「後見」をそれぞれ章立てすることで計画を明確化していきます。 ※「資料③目次構成（案）について」を参照。

第2次計画の施策の方向性と重点項目について（案）

・地域共生社会に対する理解促進や各個別計画で取り組んでいる内容を整理して現在の19の施策を11の施策に整理しました。

基本目標1 支え合い、たすけあいの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり、地域づくり

現在の19施策の方向性	第2次計画の施策の方向性（案）	備考
(1)福祉教育・ボランティア学習への参加機会の増進	(1)地域共生社会に対する市民理解を深めよう！	現在の「(10)多様な生き方や多文化を認めあえる環境づくりの推進」と、「(11)地域共生社会の理解促進」を含める
(2)地域における居場所づくりの増進	(2)みんなの居場所を地域につくろう！ 【重点1】	現在の「(10)多様な生き方や多文化を認めあえる環境づくりの推進」を含める
(3)ボランティア・市民活動の推進支援体制の整備	(3)ボランティア・地域活動を推進しよう！	現在の「(5)身近な地域で…相談できる体制づくりの推進」と、「(13)地域福祉活動のネットワーク形成」を含める
(4)地域のたすけあい活動に関する担い手の養成	(4)たすけあい活動の担い手を増やそう！	現在の「(9)住民組織・住民活動の活性化の支援」を含める
(5)身近な地域で住民同士が見守り・相談できる体制づくりの推進		(3)へ

基本目標2 誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくり

現在の19施策の方向性	第2次計画の施策の方向性（案）	備考
(6)防災を通じた福祉のまちづくりの増進	(5)防災を通じて福祉のまちづくりを推進しよう！	
(7)日常生活における行動手段の工夫と体制の整備	(6)生活の行動手段の工夫と体制を整えよう！ 【重点2】	地域住民がどのように補完的移動手段に関わるのか、どのような行動手段の工夫
(8)権利擁護をすすめるための支援体制の充実	(7)権利擁護をすすめる地域の支援体制を充実しよう！ 【重点3】	
(9)住民組織・住民活動の活性化の支援		(3)と(4)へ
(10)多様な生き方や多文化を認めあえる環境づくりの推進		(1)と(2)へ

(1)地域共生社会に対す
る市民理解を深めよう！

(3) ボランティア・地域
福祉活動を推進しよう！

基本目標3 地域福祉をすすめる包括的支援の体制づくり

現在の19施策の方向性	第2次計画の施策の方向性（案）	備考
(11)地域共生社会の理解促進		(1)へ
(12)全世代、全対象型の福祉総合相談の支援体制の整備	(8)誰一人取り残さない福祉総合相談体制を整えよう！	現在の「(18)経済的困窮，社会的孤立の解消のための自立支援体制整備」を含める
(13)地域福祉活動のネットワーク形成		(3)へ
(14)情報のバリアフリーの推進	(9)必要な人に必要な情報をみんなで伝えよう！【重点4】	行動手段と結びついた情報提供、情報キーパーソン、必要性がある人への情報提供や口コミ
(15)地域福祉をすすめる人材の育成・確保の体制づくりの推進	『計画の推進と評価』 ①地域福祉をすすめる人材の育成と確保	(別章)へ ・研修や専門職の資質向上等
(16)企業，社会福祉法人，NPO法人等による社会貢献活動・地域福祉活動の推進	『計画の推進と評価』 ②企業，社会福祉法人，NPO法人等による協働の取組	(別章)へ ・地域組織等との連携強化
(17)地域福祉における医療・教育・福祉サービスの充実	(10)医療・教育・福祉サービスの地域基盤を充実しよう！	
(18)経済的困窮，社会的孤立の解消のための自立支援体制整備		(8)へ
(19)多機関協働による包括的支援のネットワークづくりの増進	(11)多機関協働による包括的支援のネットワークを構築しよう！【重点5】	多機関協働のコーディネーター等

目次構成（案）について

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の性格と位置づけ
 - (1) 計画の性格
 - (2) 基本的な考え方
- 3 計画期間
- 4 策定体制

策定方針書の内容を踏まえ、計画の基本的な事項について記述します。
今回、新たに計画に包含する「重層的支援体制整備」と「成年後見制度利用促進」について、地域福祉活動計画との関係について、地域の考え方などを記述します。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 1 人口等の状況
- 2 地域活動の状況
- 3 アンケート結果の概要
- 4 地域懇談会結果の概要
- 5 取組の成果と今後の課題
 - (1) 取組の成果
 - (2) 今後の課題

人口等の統計データ及び地域活動の状況、アンケート結果、地域懇談会の結果概要を整理して、これまでの取組の成果と今後の課題を記述します。

第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

- 1 基本理念と基本目標
- 2 施策体系

第2次計画の基本理念及び基本目標、新たに設定した施策の方向性ごとに、同じ目標に向けて、「市民」「地域」「社会福祉協議会」「市行政」の取組内容をそれぞれ記述します。

【基本目標1】支えあい、たすけあいの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり、地域づくり

- (1) 地域共生社会に対する市民理解を深めよう！
- (2) みんなの居場所を地域につくろう！【重点1】
- (3) ボランティア・地域活動を推進しよう！
- (4) たすけあい活動の担い手を増やそう！

今回、新たに【重点】となる施策を設定します。
11の施策については、協議会での議論を踏まえ調整します。

【基本目標2】誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくり

- (5) 防災を通じて福祉のまちづくりを推進しよう！
- (6) 生活の行動手段の工夫と体制を整えよう！【重点2】
- (7) 権利擁護をすすめる地域の支援体制を充実しよう！【重点3】

【基本目標3】地域福祉をすすめる包括的支援の体制づくり

- (8) 誰一人取り残さない福祉総合相談体制を整えよう！
- (9) 必要な人に必要な情報をみんなで伝えよう！【重点4】
- (10) 医療・教育・福祉サービスの地域基盤を充実しよう！
- (11) 多機関協働による包括的支援のネットワークを構築しよう！【重点5】

第4章 重層的支援体制整備実施計画

- 1 重層的支援体制整備事業実施計画の概要
- 2 基本的な考え方
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画の内容
 - I. 相談支援
 - (1) 包括的支援事業
 - (2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
 - (3) 多機関協働事業
 - II. 参加支援
 - III. 地域づくり支援
- 4 会議運営
 - (1) 重層的支援会議
 - (2) 支援会議
- 5 目標設定

今回、新たに「重層的支援体制整備実施計画」の章を設け、具体的に事業ごと、市の考え方と取組内容を記述します。※参考資料を参照

第5編 成年後見制度利用促進基本計画

- 1 成年後見制度利用促進基本計画の背景
- 2 八千代市における成年後見制度の現状
- 3 基本的な考え方
- 4 成年後見制度利用促進基本計画の内容
 - (1) 成年後見制度等の理解促進と権利擁護支援策の充実
 - (2) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

今回、新たに「成年後見制度利用促進基本計画」の章を設け、具体的に事業ごと、市の考え方と取組内容を記述します。
※参考資料を参照

第6編 計画の推進と評価

- 1 地域福祉をすすめる人材の育成と確保
- 2 企業、社会福祉法人、NPO法人等による協働の取組
- 3 計画の評価・点検

全分野に共通する、人材の育成と確保、企業等との協働の取組について記述します。
また、計画を評価・点検する「指標、進行管理」を記述します。

第7編 地区別計画

「わがまち元気プロジェクト」での成果等を活かし、各地域において取り組む「地区別計画」を整理します。

資 料 編

資料1 策定経過

資料2 設置要綱と委員名簿

1 重層的支援体制整備事業の概要

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で、個人や世帯が抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる「8050問題」など、市民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化し、従来の高齢、障害、児童、生活困窮といった「属性別」の支援体制だけでは、対応が困難な状況になっています。このような現状に対し、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、国は「重層的支援体制整備事業」の定義とそれに対する法定事業を基盤とした包括的な支援体制の構築が図られることとなりました。

本市においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、市民の複雑化・複合化した課題に対し、支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、新たに創設された『重層的支援体制整備事業』の実施に取り組むこととします。

『重層的支援体制整備事業』は、

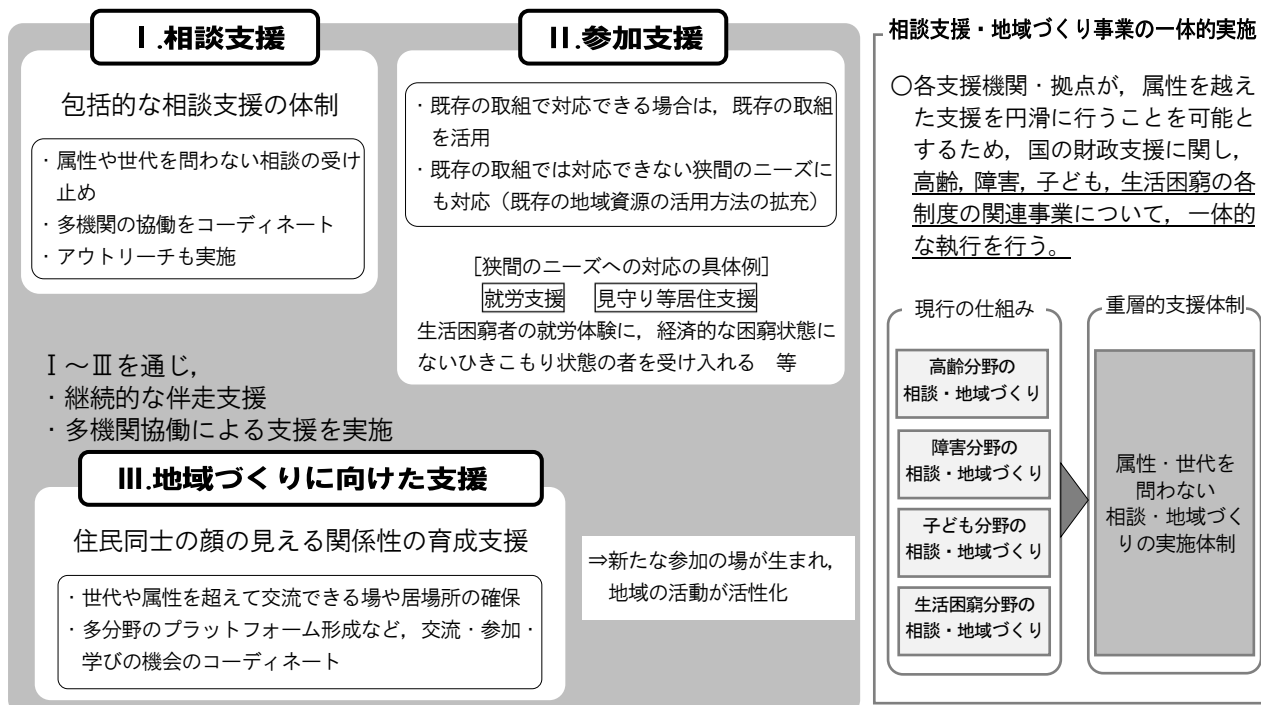
I. 相談支援

II. 参加支援

III. 地域づくりに向けた支援

の3つの支援を一体的に実施するものです。

■ 国の重層的支援体制整備事業の概要



I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

- ・狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する。
- ・地域づくりが進み、地域で人と人のつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる。
- ・災害時の円滑な対応にもつながる。

資料：厚生労働省「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料から作成

2 基本的な考え方

複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を構築します

～ 八千代市重層的支援体制整備事業実施計画 ～

本計画の内容は、社会福祉法第106条の5において位置づけられている「重層的支援体制整備事業実施計画」となるものです。

(1) 基本方針「お互いを認め 共に生きる」

市では、これまでも高齢者や障害者、児童等の分野別の福祉計画を策定し、市民や事業者、関係機関と連携して取り組むとともに、地域福祉計画においては、基本理念や基本目標に「認め合う」「共生」「わがまち」「一人ひとり」など、「地域共生」の考えを福祉施策推進の基本に据え取組を推進してきました。

この地域福祉を推進する理念である「お互いを認め 共に生きる」まちづくりを「八千代市重層的支援体制整備実施計画」の基本方針と位置づけ、支援体制の整備を図ります。

(2) 基本方向「連携強化による情報共有」

各種相談窓口においては、分野別の相談対応をしっかりと行っていくことで、従来の機能をベースとしながら連携強化や情報共有を図っていきます。

また、包括的かつ継続的な伴走型の支援を行うために、アウトリーチ等を通じた継続的な支援、多機関協働による支援体制を構築してきます。

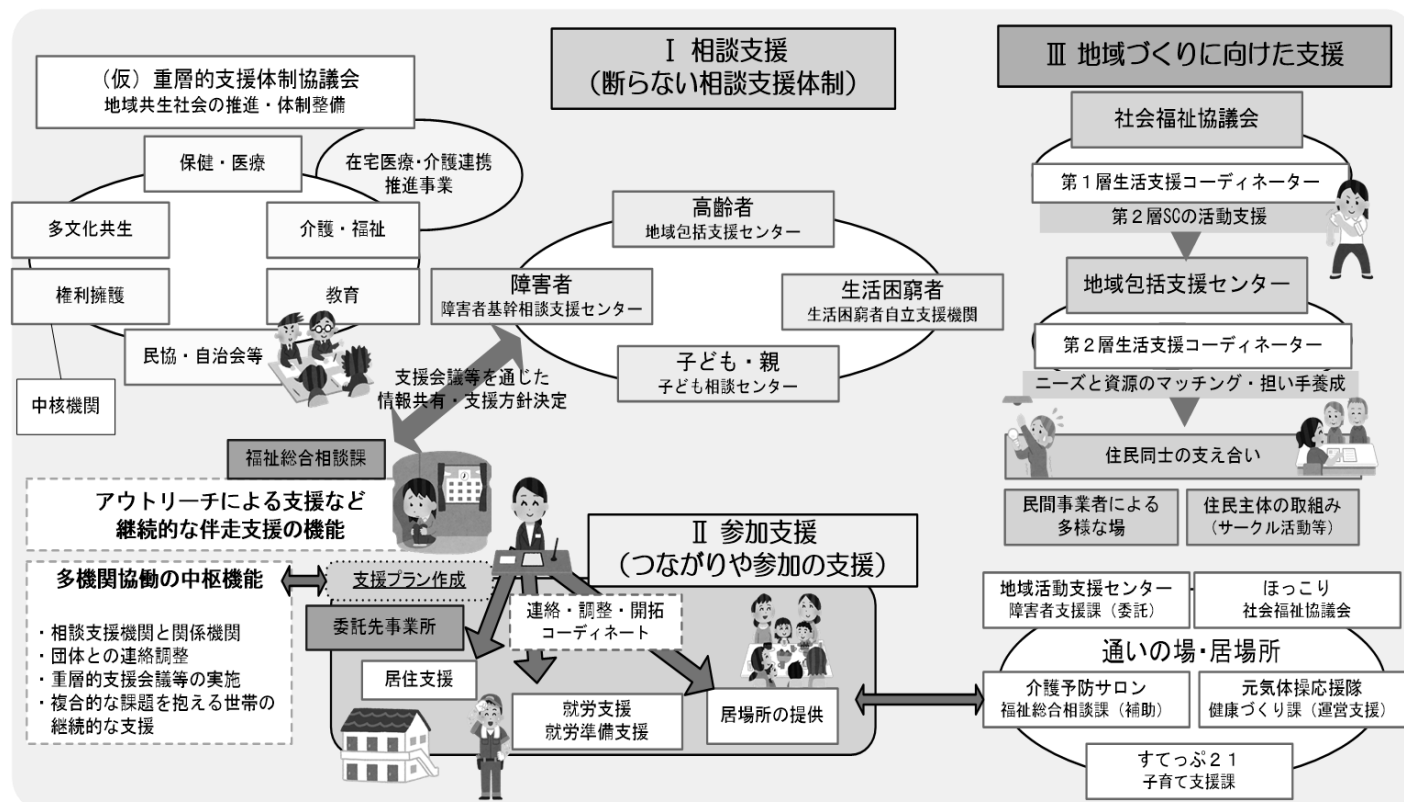
高齢者福祉	地域包括支援センターを中心とした総合相談支援や生活支援コーディネーターを中心とする生活支援体制整備事業などの一般介護予防事業の充実を目指します。
障害者福祉	委託している相談支援事業や、地域活動支援センター機能強化事業の充実を目指します。
児童福祉	保健センター内の子育て世代包括支援センターや地域子育て支援拠点の充実を目指します。
生活困窮者対策	生活困窮者自立相談支援事業などの充実を目指します。

3 八千代市における重層的支援体制整備事業について

従来の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、高齢者や障害者子どもなどの分野や世代を問わずに包括的に受け止める「Ⅰ 相談支援」、社会とのつながりを図る「Ⅱ 参加支援」、交流や参加学びの場を作る「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的にそれぞれ連携して取り組むことによって、誰一人取り残さない支援の構築を進めていきます。

支援体制にあたっては、市民の抱える複雑化・複合化した課題の解決や制度の狭間にあるニーズに対応できるように、下記の事業を実施しますが、事業の実施方法については行政直営での実施に限らず民間事業者等への委託も含めて検討していきます。

■八千代市における重層的支援体制整備事業のイメージ



【主な課題】

- ・ 既存の相談窓口での適切な支援機関へのつなぎと、連携すべき情報の共有化
- ・ 相談窓口の周知不足（令和5年度地域福祉計画策定に係る市民アンケート結果より）
- ・ 長期間にわたり社会的な関わりが乏しかった人への支援のマッチングやフォローアップ
- ・ 作成されている社会資源等の冊子やリストの共有化
- ・ 支援者の支援スキルの向上
- ・ 必要な支援が届いていない人を把握するための方策の検討
- ・ 複数の専門機関等が関わっているケースについて、支援の役割分担や支援プランの整理

I. 相談支援

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

◆取組の方向性◆

各関係機関で重層的な支援が行えるように体制を整えていくとともに、生活困窮分野においては、現在、直営で実施している相談窓口を委託し、窓口の一本化を図ります。

相談者の属性（介護、障害、子供等）、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

特に、複雑で複合的な課題に対する具体的なアプローチや、アウトリーチなどによる伴走型支援などを中心として活動します。

また、市は多機関協働の取組の事務局として機能し、地域連携の中心的役割を担います。

【主な取組】

- 新任職員・異動職員向け研修の活用
- 相談窓口の周知
- 社会福祉法第106条の6に規定された支援会議の開催、体制の構築

■主な相談支援機関

事業名	機関名等	設置数	所管課	主な支援対象者	管理運営
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	6 か所	福祉総合相談課	高齢者	委託+直営(後方支援)
障害者相談支援事業	基幹相談支援センター	1 か所	障害者支援課	障害者	直営
利用者支援事業	子ども相談センター（子ども家庭総合支援拠点）	1 か所	子ども福祉課	妊娠中の方 子育て家庭	直営
	子育て世代包括支援センター	1 か所	母子保健課	〃	直営
	こども支援センター すてっぷ21 地域子育て支援センター	5 か所	子ども保育課	〃	直営
生活困窮者自立相談支援事業	福祉総合相談窓口	1 か所	福祉総合相談課	市民（多くの困りごとを抱えている人等） 生活困窮者	委託
		1 か所	生活支援課	生活保護受給者	直営

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

◆取組の方向性◆

福祉総合相談課において、これまでもアウトリーチを実施していることから直営での実施をすすめていきます。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたるひきこもりの状態にあるなど、必要な支援が届いていない人に支援を届けるためのものです。

事業の主な対象としては、複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えている人・世帯，自ら支援を求めることができない人・世帯，支援につながることに拒否的な人・世帯を想定しており，本人から利用申込（本人同意）を得ることが難しいことも想定されるため，本人と直接かつ継続的にかかわるための信頼関係の構築や，本人とのつながりの構築に向けた支援を行っていきます。

【主な取組】

- 必要な支援が届いていない人を把握する手段や方法の検討
- 地域住民とのつながりの構築
- 地域情報の共有と支援関係機関とのネットワークの構築

機関名等	所管課	管理運営
福祉総合相談窓口	福祉総合相談課	直営

(3) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号）

◆取組の方向性◆

福祉総合相談課において、これまでも多機関協働に関連する業務を実施していることから、直営での実施をすすめていきます。

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を担います。

事業の主な対象としては、複雑化・複合化した課題を抱えている人・世帯、単独の支援機関では対応が難しく複数の支援機関が関わっている人・世帯、各支援機関の役割分担や支援の方向性などの整理が必要な課題を有する人・世帯を想定しています。

多機関協働事業の推進に当たっては、「相談支援包括化推進員」が連携の中心となって、保健、医療、福祉、教育、雇用、司法などの関係機関の連携強化に努めるものとします。

【主な取組】

- マニュアル作成等により、支援のつなぎ方、連携方法、対象者等を検証・検討
- 庁内関係部署及び関係機関等と対象者の共通認識を持てる仕組みづくり

機関名等	所管課	管理運営
福祉総合相談窓口	福祉総合相談課	直営

Ⅱ. 参加支援（法第106条の4第2項第2号）

◆取組の方向性◆

生活困窮者支援と共通する部分が多いことから、民間事業者への委託を含め、生活困窮者自立支援と一体的に実施することを検討していきます。

事業の主な対象としては、既存の社会参加に向けた支援では十分に対応できない個別性の高いニーズを有している人を想定しています。

経済的困窮や障害福祉サービスに該当しないひきこもりの方への支援など、既存の支援だけでは対応が難しいニーズに対し、サービス提供事業者などと連携して、オーダーメイドのサービス提供の実施を目指します。

具体的には、地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。また、社会参加の場につながった後は、定着に向け一定期間フォローアップを行います。

さらには関係機関による「重層的支援会議」などによる検討を踏まえ、多機関協働事業などと連携して推進します。

【主な取組】

- 対象者との関係性が途切れない伴走支援
- 既存の社会資源や支援メニューの把握・整理

事業名	機関名	所管課	管理運営
参加支援事業		福祉総合相談課	委託

Ⅲ. 地域づくり支援（法第106条の4第2項第3号）

◆取組の方向性◆

各分野で実施している地域づくりに関する取組を活用しつつ、既に民間事業者等で同様の取り組みを実施しているものもあることから、一部事業の委託も含め検討していきます。

市内には、高齢者、障害者、児童などの福祉分野を中心とした交流や活動の場が多数あります。こうした活動の「場」や「人」を社会資源として把握し、世代や属性を超えて交流できるよう「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるとともに、交流や活動の場を周知し、参加を促すことによって、多様な担い手が出会うプラットフォームを促進し、地域における活動の場を広げていきます。

【主な取組】

- 様々な分野のニーズに対応できる既存事業の可能性の整理
- 既存の交流の場や居場所等の周知・啓発の強化

事業名	市事業名	事業の概要	所管課	管理運営
地域介護予防活動支援事業	元気体操応援隊	介護予防	健康づくり課	直営
	介護予防サロン	介護予防	福祉総合相談課	委託 (2か所)
生活支援体制整備事業		高齢者に対する生活支援事業や、担い手となるボランティア等を育成する生活支援コーディネーターを配置する	福祉総合相談課	委託
地域活動支援センター事業		地域活動支援センターの管理運営	障害者支援課	委託等 (2か所)
地域子育て支援拠点事業	すてっぷ21		子ども保育課	直営 (5か所)
生活困窮者等のための地域づくり事業	ほっこり	多世代が利用できる活動・居場所の提供	福祉総合相談課	委託 (社協)

4 会議運営

(1) 重層的支援会議

本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプラン（個別支援計画）の策定、支援の終結・中断等について協議 決定を行う会議です。この会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、①プランの適正性の協議 ②プラン終結時等の評価 ③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討の3つの役割を果たすことが求められます。

開催頻度：随時

根拠法令等：八千代市重層的支援体制整備事業実施要綱

構成員：1) 市関係各課 2) 市「福祉窓口」 3) その他市長が必要があると認める者

(2) 支援会議

複雑化・複合化した課題等があり支援が必要である（と思われる）にもかかわらず、本人から同意が得られないために支援が進まないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が行き届いていない個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。この会議は、法第106条の6の規定に基づき設置します。

開催頻度：随時

根拠法令等：社会福祉法，八千代市重層的支援体制整備事業実施要綱

構成員：1) 市関係各課 2) 市「福祉相談窓口」 3) その他市長が必要があると認める者

5 目標設定

令和7年度に複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業に取り組みます。

1 成年後見制度利用促進基本計画の背景

近年、我が国では人口減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しており、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められているところです。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）」において、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった制度の理念がさらに尊重され、国は平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、さらに、令和4年度からは成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの多様化及び増大する見込み等に対応するため、第二期計画を策定のうえ、より一層の取り組み強化に努めているところです。

本市は、平成27年4月に設置した福祉総合相談室において、庁内の福祉分野の基幹的な役割を担う体制を構築するとともに、市社協に成年後見制度利用支援に係る業務を委託し、成年後見の利用促進に関する取組や市民後見人の養成などを市と市社協で連携して推進してきました。令和5年度には「八千代市成年後見制度利用促進協議会設立準備会」を立ち上げ、権利擁護支援の中核的な機能を有する「中核機関」の具体的な体制や役割の整理など行った上で、令和6年4月に、権利擁護全体を推進する「八千代市権利擁護連携支援センター」を市社協に設置しています。今回、「第2次八千代市地域福祉計画」の策定に併せて「八千代市成年後見制度利用促進計画」を位置づけ、成年後見制度の周知啓発や利用支援、相談体制整備、関係機関・関係団体等との連携など、制度の利用促進の充実に努めていくものです。

【八千代市の成年後見利用促進体制に関する取組状況】

年月	内容
平成27年4月	福祉の総合相談を受ける窓口として、庁内に「福祉総合相談室」を設置。長寿支援課から高齢者の措置に関する業務、障害者支援課から基幹相談及び虐待防止、措置に関する業務が移管され、あわせて市長申立業務を実施。
同年	市社協に成年後見利用支援に関する業務を委託。市社協にて「後見支援センター」を設置。
平成30年4月	組織改正に伴い、高齢者の措置に関する業務は長寿支援課、障害者の基幹相談及び虐待防止、措置に関する業務はそれぞれ障害者支援課に移管。
同年	市民後見人養成研修開始（3ヵ年計画）
令和3年10月	市民後見人台帳に5名登録（養成終了がコロナ禍により1年延期）
令和4年2月	庁内に「八千代市成年後見制度利用促進体制整備検討会」を設置。
同年	第2期市民後見人養成研修開始（3ヵ年計画）
令和4年6月	検討会において、市社協の成年後見運営委員会委員の有識者との意見交換会を実施。以後、対面4回・書面1回開催。
令和5年3月	成年後見制度の利用促進に係るとりまとめを行い、検討会を廃止。
令和5年4月	福祉総合相談室と地域包括支援センターの業務を主とした「福祉総合相談課（福祉総合相談班・地域包括ケア推進班）」を設置。高齢者の措置に関する業務を含め、「成年後見制度の利用促進に関すること」「高齢者の権利擁護に関すること」を所掌。
令和5年5月	庁内に「八千代市成年後見制度利用促進協議会設置準備会」を設置。アドバイザーとして弁護士会・司法書士会・社会福祉士・市民後見人・市社協の有識者を招聘して実施。以後、対面4回開催。
令和6年4月	「権利擁護の推進を図ること」及び「成年後見制度の支援体制を整備すること」を主たる目的とする「八千代市権利擁護連携支援センター（市社協委託）」を設置。
令和6年5月	「八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会」を設置。
令和6年7月	令和6年度第1回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会を開催。

2 八千代市の現状及び課題

(1) 成年後見制度の利用状況等

八千代市における成年後見制度利用者数は、令和4年10月1日現在274人です。しかし、判断能力の低下等により、日常生活に支障が生じていると想定される高齢者や障害者は介護認定や障害者手帳の取得状況から、高齢者〇〇人、障害者〇〇人いる状況です。その中には、既に制度を利用されている人や家族等の支援を受けている人もいると想定されますが、まだ多くの方が成年後見制度の利用につながっていないことが予想されます。

■成年後見制度の利用状況（令和4年10月現在）

（単位：人）

後見の種類	法定後見			任意後見
類型	（後見類型）	（保佐類型）	（補助類型）	
類型別件数	203	64	7	
総数	274			2

資料：千葉家庭裁判所

■成年後見制度の利用が必要と思われる人の試算

① 高齢者の潜在的ニーズ 435人（推定値）

本市の認知症有病者推計値	8,165人	年齢別人口×年齢別認知症有症率により推計
本市の65歳以上の単身世帯の割合	18.9%	※単身世帯数9,580世帯÷高齢者人口50,785人
単身の認知症有病者推計値	1,543人	8,165人×18.9%
認知症高齢者日常生活自立度Ⅲa以上に割合	28.2%	
認知症高齢者日常生活自立度Ⅲa以上の単身者推計値	435人	1,543人×28.2%

注）日常生活に支障が生じている認知症状があると想定される単身の高齢者数

② 障害者の潜在的ニーズ 138人（推定値）

18歳以上で在宅の重度以上の療育手帳所持者数	201人	
在宅で1級の精神障害者保健福祉手帳所持者数	173人	

(2) 成年後見制度に関する相談等の状況

① 権利擁護連携支援センター（八千代市社会福祉協議会）

令和6年4月より、権利擁護支援の中核的な機能を有する「権利擁護連携支援センター」を八千代市社会福祉協議会内に設置し、判断能力が不十分な方が成年後見制度を含む権利擁護に関する制度を利用しやすい体制を整えています。

八千代市社会福祉協議会では、権利擁護連携支援センターに関する業務を市から受託するとともに、県社協から日常生活自立支援事業業務を受託し、相互に連携を図って運営しています。

一方、各相談窓口における相談件数は横ばいもしくは減少しており、相談窓口に市民に十分に知られていない状況が伺えます。

■後見支援センターでの相談相談件数の推移

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度
高齢	231人 (延べ666人)	105人 (延べ216人)	117人 (延べ243人)	
精神	20人 (延べ47人)	4人 (延べ11人)	17人 (延べ38人)	
知的	22人 (延べ55人)	24人 (延べ52人)	18人 (延べ32人)	
その他	26人 (延べ33人)	28人 (延べ30人)	18人 (延べ22人)	
合計	299人 (延べ801人)	161人 (延べ309人)	170人 (延べ335人)	

資料：八千代市社会福祉協議会

- ・「法人後見受任件数」10件 「法人監督受任件数」5件 計15件（令和5年5月時点）

※後見支援センター設置当初からは延べ約30件を受任

- ・「市民後見人養成人数（後見支援員としての実務終了者数）」 8名
(うち、市民後見人台帳登録者数は5名で全員が市民後見人として受任中)

日常生活自立支援事業の利用者は、近隣他市に比べて利用者数は多い状況です。

日常生活自立支援事業 利用者数	70人 (待機者30人)
--------------------	-----------------

(令和◆年◆月◆日現在)

■地域包括支援センターにおける相談件数 (単位：件)

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度	65	69	46	
日常生活自立支援事業	24	16	15	

注) 相談件数は市内6か所のセンターの合計

② 市長申立ての状況等

市福祉総合相談課において、成年後見制度の市長申立及び報酬助成、成年後見利用促進に関する庁内の取りまとめ等を行っています。

本市では、必要な方が安心して制度を利用できるよう、成年後見等開始審判申立に要する費用や成年後見人等への報酬を支弁することが困難な方に対して、報酬助成を行っています。市長申立の件数は、毎年10件程度あり令和4年度は合計13人です。

市長申立、報酬助成ともに件数はほぼ横ばいとなっています。

①市長申立件数 (単位：件)

	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
高齢者	3	8	14	9	10	11	
障害	0	1	2	2	1	2	
合計	3	9	16	11	11	13	

②報酬助成件数 (単位：件)

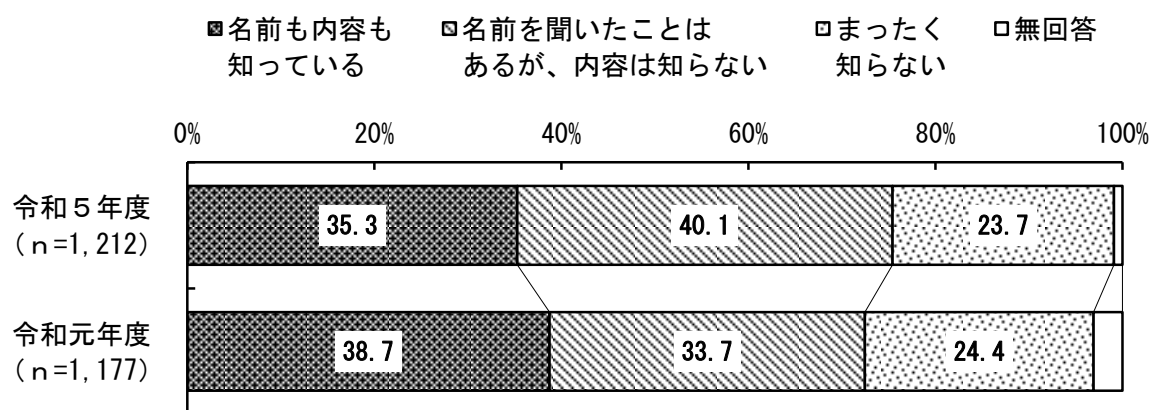
	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
高齢者	10	13	11	10	16	12	
障害	3	2	4	5	4	3	
合計	13	15	15	15	20	13	

(3) 成年後見制度に関するアンケート結果

令和5年10月に実施した市民アンケートの結果では、成年後見制度に関する認知は「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせて75.4%ですが、令和元年度と比較すると「名前も内容も知っている」が3.4ポイント減少しています。成年後見制度の周知は十分とはいえない状況です。

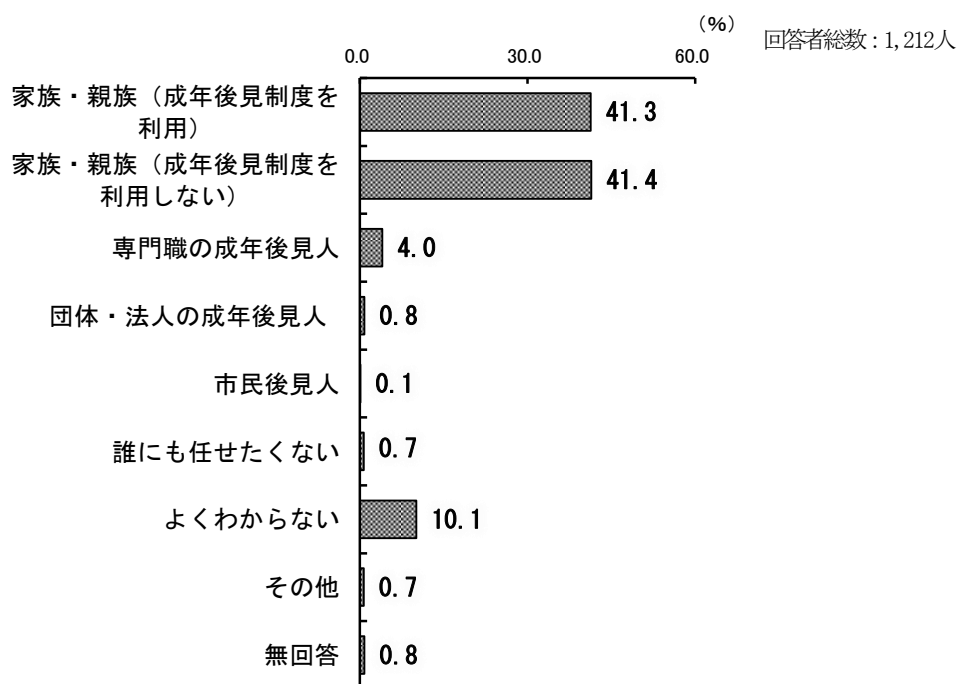
また、自分の判断能力が不十分になった場合に財産を任せたい人は、「家族・親族（成年後見制度を利用）」と「家族・親族（成年後見制度を利用しない）」を合わせて、“家族・親族”が8割以上を占めていますが、成年後見制度を利用するかは約半数に分かれています。

■ 成年後見制度の認知



注) 無回答値は省略

■ 財産を任せたい人



出典：八千代市地域福祉に関するアンケート

上記の状況から、成年後見制度が市民に「十分に知られていない」「相談に繋がっていない」「利用に至っていない」といった状況が伺えます。

3 基本的な考え方

尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加を図る
権利擁護の支援を進めます

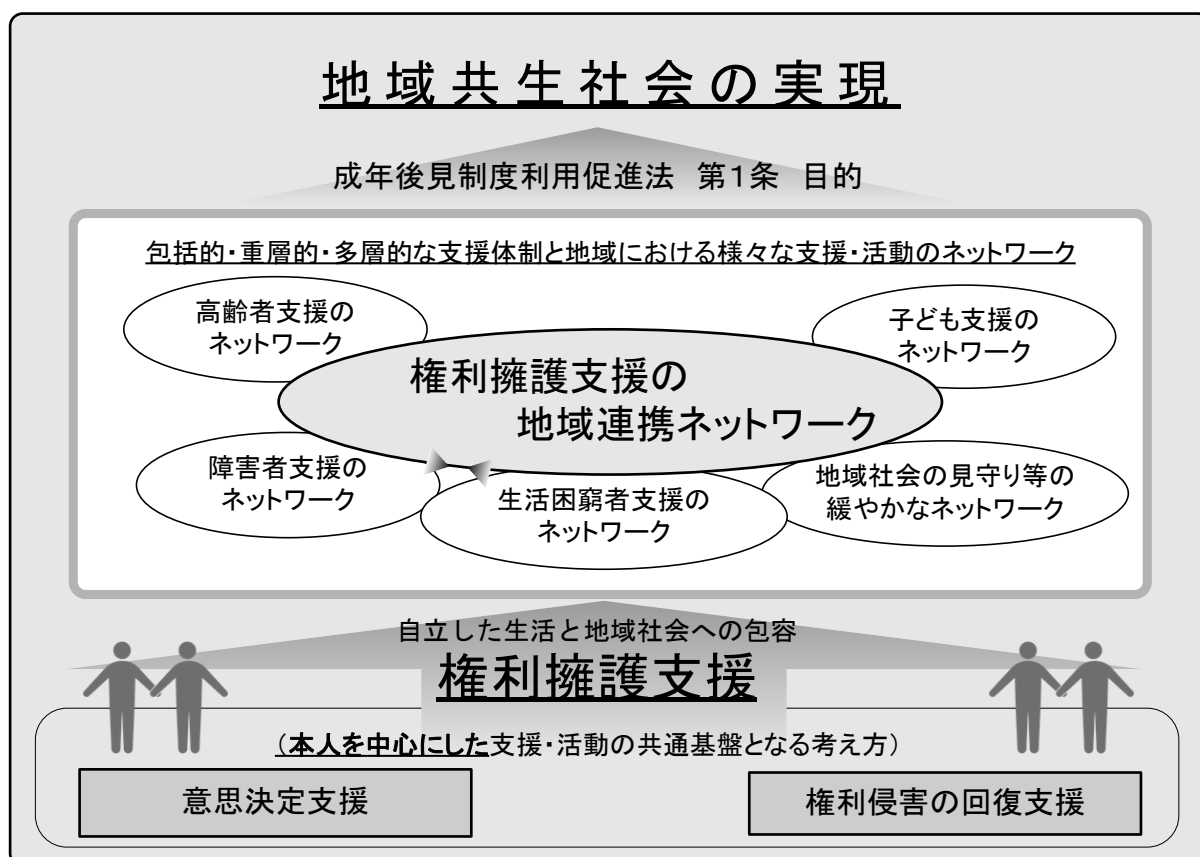
～ 八千代市成年後見制度利用促進基本計画 ～

本計画の内容は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画となるものです。

成年後見制度は、認知症、知的、精神障害等によって判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしており、より一層の取組強化が求められています。

本市においては、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など成年後見制度の利用促進に努めてまいります。

■ 成年後見制度の利用促進に向けて



出典：厚生労働省

4 取組内容

(1) 成年後見制度等の理解促進と権利擁護支援策の充実

◆施策の方針◆

＊広報紙やホームページによる情報発信，制度周知のためのリーフレットの作成等を通じて，成年後見制度等の理解促進と権利擁護の支援策の普及啓発を進めます。

事業等	事業概要	主な取組
①成年後見制度等の普及啓発	支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう，成年後見制度等の理解促進と権利擁護の支援策の普及啓発を行います。	○広報活動，情報発信 ○相談窓口の周知 ○市民向け講演会 ○専門職向け研修
②総合的な権利擁護支援策の充実	成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させ，本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援策の充実に取り組みます。	○日常生活自立支援事業との連携 ○新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

◆施策の方針◆

＊成年後見制度に関する相談対応や専門職団体との連携を強化し，後見人の活動を支援することで，必要な方が安心して制度を利用できる運用改善等を進めます。

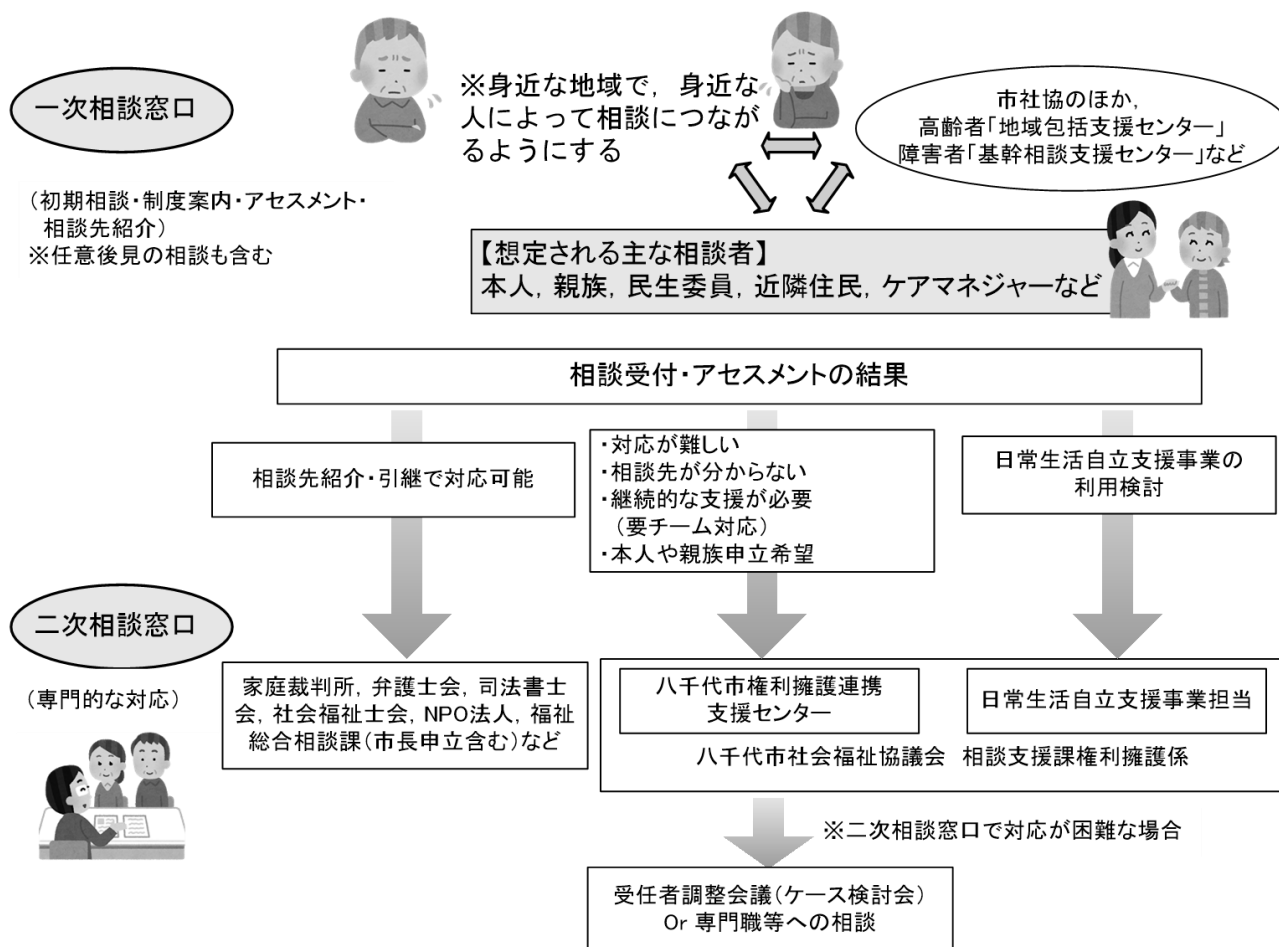
事業等	事業概要	主な取組
①利用しやすい環境整備と担い手の支援	成年後見制度を利用しやすい環境整備と，後見業務を行えるよう人材の育成やサポート体制を充実するものです。	○成年後見制度の利用支援 ○市民後見人の養成 ○後見活動の支援

【権利擁護に関わる相談や制度案内の流れ】

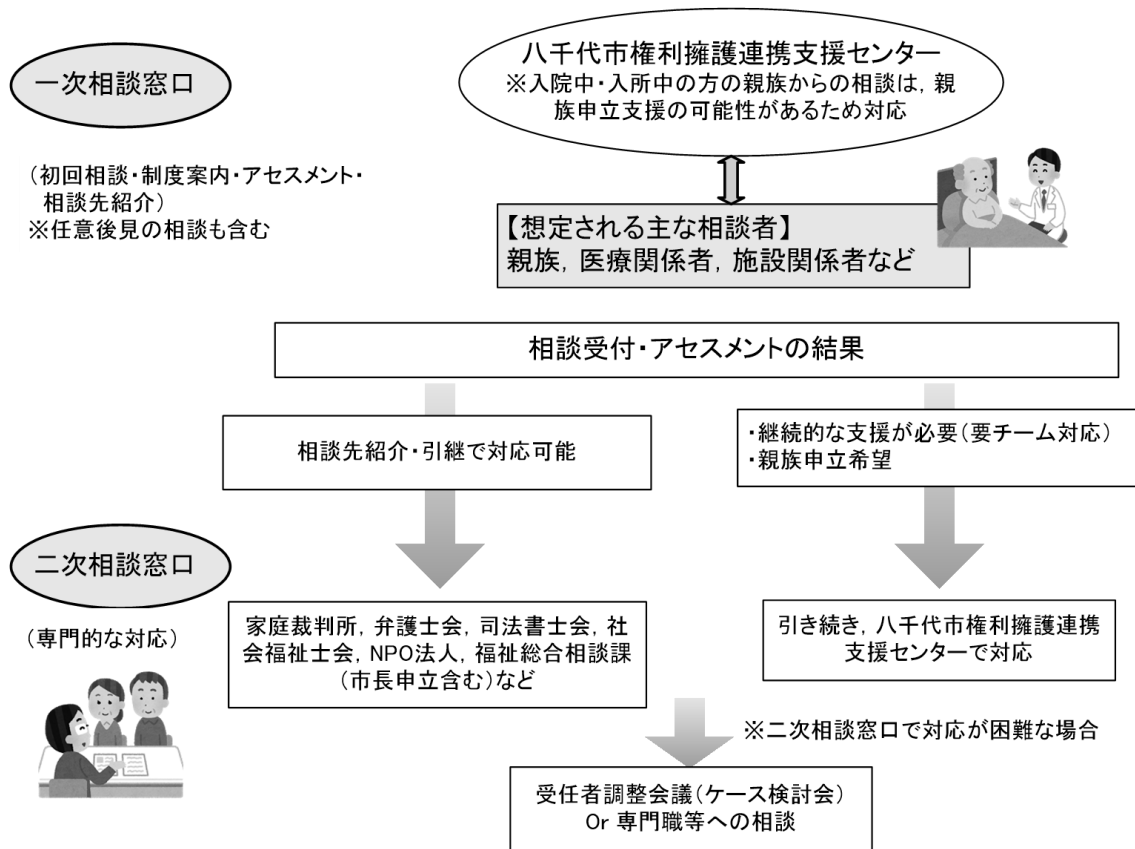
一次相談窓口は、身近な地域において、身近な人とのつながりによって、確実に相談につなげられる体制をつくっていくものです。そして、二次相談窓口では、一次相談窓口の受付・アセスメントの結果に基づき専門的な対応を図っていきます。

なお、二次相談窓口においても対応が困難な場合は、ケース検討会等により対応を図っていきます。

■権利擁護を必要とする人が「在宅」の場合のケース



■権利擁護を必要とする人が「入院中・入所中（退院・退所の予定がない）」の場合のケース



（３）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

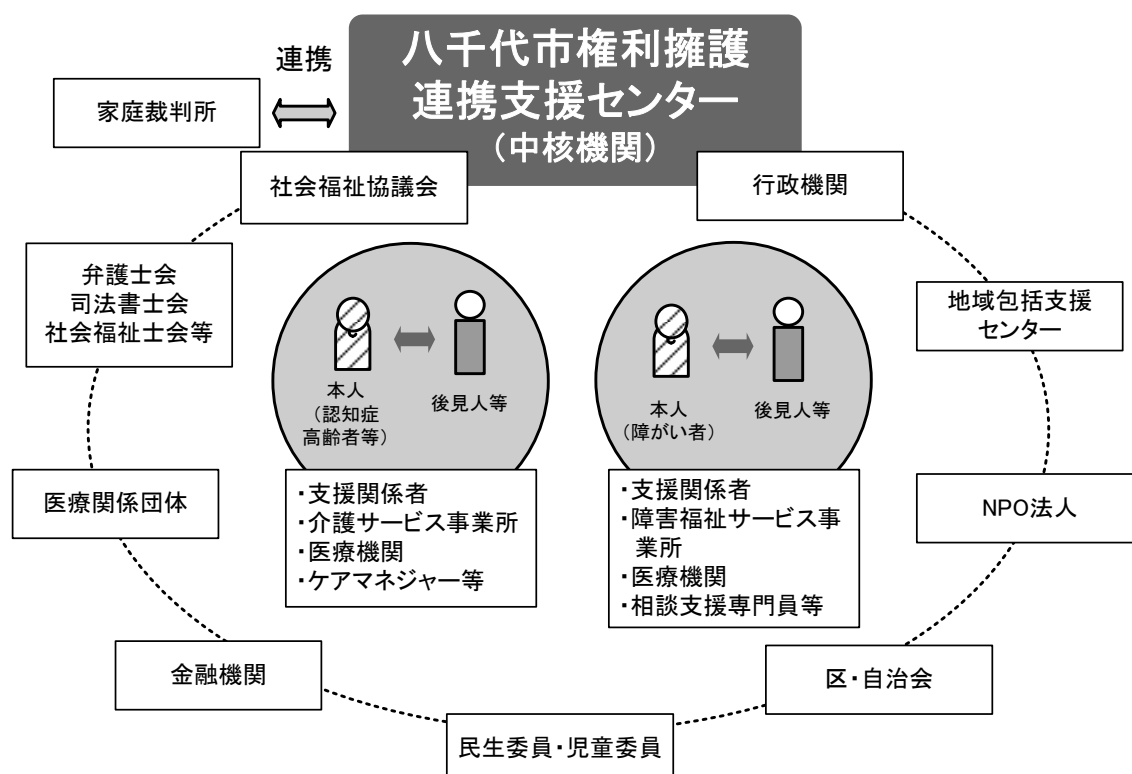
◆施策の方針◆

＊権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を構築し、真に支援の必要な人の早期発見に努めながら成年後見制度の利用につなげられる仕組みづくりを進めます。

事業等	事業概要	主な取組
①権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の構築	支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、権利擁護の地域連携ネットワーク体制の構築を進めるものです。	○中核機関の円滑な運用 ○権利擁護支援チームの形成 ○協議会の推進
②権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化	権利擁護支援に関わる関係者が、「共通理解の促進の視点」、「多様な主体の参画・活躍の視点」、「機能強化のための仕組みづくりの視点」をもって、それぞれの場面に応じ、自発的に協力して取り組むものです。	○共通理解の促進 ○多様な主体の参画・活躍 ○機能強化のための仕組みづくり ○計画の推進体制

■権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制のイメージ

権利擁護支援の必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、「中核機関」、相談窓口を根幹としながら、行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、事業者など支援関係者が連携して、必要な支援につなげるネットワーク体制を構築します。



■「八千代市権利擁護連携支援センター」の機能

八千代市権利擁護連携支援センターは、権利擁護支援の中核的な機能を有する「中核機関」として、令和6年4月に八千代市社会福祉協議会に委託し設置しています。

【連携支援センターが担う業務】

- ① 権利擁護，成年後見制度に関する相談支援業務
- ② 成年後見申立の手續等の支援業務
- ③ 成年後見制度普及啓発業務
- ④ 市民後見人及び市民後見人候補者支援業務
- ⑤ 関係機関等とのネットワーク構築業務
 - ア：（仮称）八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会への運営協力
 - イ：受任者調整及びチーム支援
 - ウ：権利擁護に関する情報の収集及び提供
 - エ：行政機関，関係機関等，専門職等との連携
 - オ：成年後見人等への支援
- ⑥ 法人後見の受任業務
- ⑦ その他の権利擁護，成年後見制度の利用促進に関する必要な業務

■「八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会」の機能

八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会委員名簿

区分	所属	委員

5 評価及び推進体制

地域福祉に関する小中学生アンケート 結 果 報 告 書

【速報値】

令和6年7月
八千代市社会福祉協議会

1 調査の目的

この調査は、『八千代市地域福祉計画及び八千代市地域福祉活動計画』を策定するため、市内の小中学生に対して、ボランティア活動に関することや「福祉」のイメージなどを把握し、今後の地域福祉活動を推進する取り組みを行うために実施するものである。

2 調査対象者と回収結果

本調査は、以下の調査を実施した。

種 類	調査対象者	調査方法	有効回答数
小中学生アンケート	小学5年生 505名 (阿蘇米本学園、大和田西小学校、 新木戸小学校、八千代台東小学校、 村上小学校) 中学2年生 553名 (睦中学校、勝田台中学校、東高津 中学校、萱田中学校、八千代中学校)	各学校を通じ て配布・回収	1,007人 (回収率 95.2%)

【調査期間】令和6年6月6日(木)校長会にて配布から6月28日(金)まで

3 報告書を見る際の注意

- ① 各設問の集計は、すべて単純集計、属性別(フェースシート)クロス集計を行った。
- ② 比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。したがって、合計が100%を上下する場合もある。
- ③ 複数回答の設問は、1回答者が2つ以上の回答ができる質問である。このときの回答の計は回答者数(100%)を超える。

4 基本属性

《学校別》

○「萱田中学校」が17.3%で高い。

	実数 (人)	構成比 (%)
阿蘇米本学園(小5)	59	(5.9)
睦中学校	34	(3.4)
勝田台中学校	109	(10.8)
東高津中学校	76	(7.5)
萱田中学校	174	(17.3)
八千代中学校	119	(11.8)
大和田西小学校	112	(11.1)
新木戸小学校	136	(13.5)
八千代台東小学校	105	(10.4)
村上小学校	83	(8.2)
無回答	0	(0.0)
合計	1,007	(100.0)

《小中学生別》

○「小学生」が49.2%、「中学生」が50.8%を占める。

	実数 (人)	構成比 (%)
小学生	495	(49.2)
中学生	512	(50.8)
無回答	0	(0.0)
合計	1,007	(100.0)

《性別》

○「男性」が49.2%、「女性」が46.2%を占める。

	実数 (人)	構成比 (%)
男性	495	(49.2)
女性	465	(46.2)
答えたくない	33	(3.3)
無回答	14	(1.4)
合計	1,007	(100.0)

※小中学生別の集計表は、資料編を参照

集計表

* 性別をおしえてください（○をつけてください）	合 計 (総数：1,007 人)		
		小学5年生	中学2年生
1. 男性	495 (49. 2)	227 (45. 9)	268 (52. 3)
2. 女性	465 (46. 2)	243 (49. 1)	222 (43. 4)
3. 答えたくない	33 (3. 3)	18 (3. 6)	15 (2. 9)
無回答	14 (1. 4)	7 (1. 4)	7 (1. 4)

①あなたは、どのようなボランティア活動をしたことがありますか。	合 計 (総数：1,007 人)		
		小学5年生	中学2年生
1. 募金活動（集める・募金した）	614 (61. 0)	304 (61. 4)	310 (60. 5)
2. お年寄りのお手伝い（話あいてなど）	208 (20. 7)	97 (19. 6)	111 (21. 7)
3. からだの不自由な人のお手伝い（車イスなど）	82 (8. 1)	39 (7. 9)	43 (8. 4)
4. ゴミ拾い・道路の草とりや清掃など美化活動	449 (44. 6)	187 (37. 8)	262 (51. 2)
5. 小さな子（保育園・幼稚園など）たちとの交流	221 (21. 9)	117 (23. 6)	104 (20. 3)
6. 老人ホームや障害施設などでの活動（交流・演奏・歌の披露など）	53 (5. 3)	17 (3. 4)	36 (7. 0)
7. その他	21 (2. 1)	6 (1. 2)	15 (2. 9)
8. したことがない	169 (16. 8)	86 (17. 4)	83 (16. 2)
無回答	6 (0. 6)	4 (0. 8)	2 (0. 4)

②「活動したことがある」方は、どこでボランティア活動をしたことがありますか。 ※活動したことがある方のみ	合 計 (総数：832 人)		
		小学5年生	中学2年生
1. 学校でしたことがある	526 (63. 2)	227 (56. 0)	299 (70. 0)
2. 学校以外でもしたことがある	484 (58. 2)	246 (60. 7)	238 (55. 7)
3. その他	49 (5. 9)	25 (6. 2)	24 (5. 6)
無回答	20 (2. 4)	13 (3. 2)	7 (1. 6)

③「活動したことがある」方は、ボランティアをしようと思ったきっかけはなんですか。 ※活動したことがある方のみ	合 計 (総数：832 人)		
		小学5年生	中学2年生
1. 自分から進んで	516 (62. 0)	269 (66. 4)	247 (57. 8)
2. 先生に言われて	121 (14. 5)	29 (7. 2)	92 (21. 5)
3. 家族に言われて（誘われて）	191 (23. 0)	100 (24. 7)	91 (21. 3)
4. 友だちに言われて（誘われて）	118 (14. 2)	32 (7. 9)	86 (20. 1)
5. その他	63 (7. 6)	27 (6. 7)	36 (8. 4)
無回答	18 (2. 2)	9 (2. 2)	9 (2. 1)

④これからどのようなボランティアをしてみたいですか。	合 計 (総数：1,007人)		
		小学5年生	中学2年生
1. 募金活動（集める・募金する）	413（41.0）	208（42.0）	205（40.0）
2. お年寄りのお手伝い（話相手など）	199（19.8）	102（20.6）	97（18.9）
3. 身体の不自由な人のお手伝い（車イスなど）	230（22.8）	114（23.0）	116（22.7）
4. ゴミ拾い・道路の草とり	386（38.3）	172（34.7）	214（41.8）
5. 小さな子（保育園・幼稚園など）たちとの交流	362（35.9）	160（32.3）	202（39.5）
6. 老人ホームや障害施設などでの活動（交流・演奏・歌の披露など）	120（11.9）	65（13.1）	55（10.7）
7. 国際交流	203（20.2）	97（19.6）	106（20.7）
8. 防災（避難所のお手伝いなど）	290（28.8）	136（27.5）	154（30.1）
9. その他	8（0.8）	5（1.0）	3（0.6）
10. 分からない	113（11.2）	54（10.9）	59（11.5）
無回答	9（0.9）	6（1.2）	3（0.6）

⑤地域活動やボランティア活動に参加する際に重視（大切に）する点はなんですか。	合 計 (総数：1,007人)		
		小学5年生	中学2年生
1. 気軽に参加できること	395（39.2）	158（31.9）	237（46.3）
2. 長く続けられること	176（17.5）	100（20.2）	76（14.8）
3. 簡単にできること	291（28.9）	104（21.0）	187（36.5）
4. 身体を動かせること	140（13.9）	73（14.7）	67（13.1）
5. 多くの人と関わること	305（30.3）	149（30.1）	156（30.5）
6. 新しい経験や学びができること	327（32.5）	149（30.1）	178（34.8）
7. 自分の将来に役に立つこと	233（23.1）	107（21.6）	126（24.6）
8. 自分の特技や趣味がいかせること	204（20.3）	88（17.8）	116（22.7）
9. 人の役に立つこと	507（50.3）	235（47.5）	272（53.1）
10. その他	5（0.5）	3（0.6）	2（0.4）
11. 分からない・関心がない	79（7.8）	43（8.7）	36（7.0）
無回答	23（2.3）	13（2.6）	10（2.0）

⑥あなたの「福祉」のイメージはどれですか。	合 計 (総数：1,007人)		
		小学5年生	中学2年生
1. お年寄りの支援	287 (28.5)	109 (22.0)	178 (34.8)
2. 身体の不自由な人へ支援	398 (39.5)	157 (31.7)	241 (47.1)
3. 小さな子どもたちへの支援	175 (17.4)	74 (14.9)	101 (19.7)
4. みんなが幸せになること	424 (42.1)	207 (41.8)	217 (42.4)
5. 助け合い活動	341 (33.9)	160 (32.3)	181 (35.4)
6. 環境保護・動物愛護	265 (26.3)	114 (23.0)	151 (29.5)
7. 国際支援	129 (12.8)	57 (11.5)	72 (14.1)
8. その他	16 (1.6)	11 (2.2)	5 (1.0)
9. 分からない	92 (9.1)	60 (12.1)	32 (6.3)
無回答	20 (2.0)	13 (2.6)	7 (1.4)

⑦悩みごとがあった場合、誰に相談しますか。	合 計 (総数：1,007人)		
		小学5年生	中学2年生
1. 家族	666 (66.1)	350 (70.7)	316 (61.7)
2. 学校の先生	180 (17.9)	86 (17.4)	94 (18.4)
3. 塾や習い事の先生	46 (4.6)	14 (2.8)	32 (6.3)
4. 友だち	515 (51.1)	202 (40.8)	313 (61.1)
5. その他	24 (2.4)	11 (2.2)	13 (2.5)
6. 相談できる人はいない	69 (6.9)	34 (6.9)	35 (6.8)
無回答	19 (1.9)	11 (2.2)	8 (1.6)

⑧相談はどのようにしますか。	合 計 (総数：1,007人)		
		小学5年生	中学2年生
1. 直接人に会って相談する	785 (78.0)	394 (79.6)	391 (76.4)
2. 電話で相談する	91 (9.0)	30 (6.1)	61 (11.9)
3. LINEなどで相談する	259 (25.7)	58 (11.7)	201 (39.3)
4. その他	28 (2.8)	15 (3.0)	13 (2.5)
5. 相談の仕方が分からない	75 (7.4)	43 (8.7)	32 (6.3)
無回答	29 (2.9)	18 (3.6)	11 (2.1)

⑨あなたの家以外であなたが落ち着く（心が安らぐ）場所はどこですか。	合 計 (総数：1,007人)		
		小学5年生	中学2年生
1. 学校	301 (29.9)	170 (34.3)	131 (25.6)
2. 部活やサークル活動など	163 (16.2)	26 (5.3)	137 (26.8)
3. 文化施設（図書館など）	176 (17.5)	112 (22.6)	64 (12.5)
4. お店（カフェ・飲食店・カラオケなど）	287 (28.5)	130 (26.3)	157 (30.7)
5. 運動やスポーツする場所	221 (21.9)	112 (22.6)	109 (21.3)
6. 地域の集会所（公民館など）	24 (2.4)	14 (2.8)	10 (2.0)
7. SNSやインターネットなどを通じた場所	125 (12.4)	48 (9.7)	77 (15.0)
8. その他	79 (7.8)	42 (8.5)	37 (7.2)
9. 特にない	204 (20.3)	95 (19.2)	109 (21.3)
無回答	23 (2.3)	12 (2.4)	11 (2.1)

⑩地域の情報を知る際に活用するものはなんですか。	合 計 (総数：1,007人)		
		小学5年生	中学2年生
1. 地域の広報誌	157 (15.6)	66 (13.3)	91 (17.8)
2. テレビやラジオ	389 (38.6)	215 (43.4)	174 (34.0)
3. インターネット（ホームページなど）	459 (45.6)	210 (42.4)	249 (48.6)
4. SNS	275 (27.3)	70 (14.1)	205 (40.0)
5. 家族に聞く	370 (36.7)	174 (35.2)	196 (38.3)
6. 友だちに聞く	261 (25.9)	92 (18.6)	169 (33.0)
7. 学校の先生に聞く	112 (11.1)	46 (9.3)	66 (12.9)
8. その他	8 (0.8)	5 (1.0)	3 (0.6)
9. 調べない	99 (9.8)	48 (9.7)	51 (10.0)
無回答	20 (2.0)	11 (2.2)	9 (1.8)

⑪家族や学校以外の近所の大人と話をしますか。	合 計 (総数：1,007人)		
		小学5年生	中学2年生
1. 良く話をする	185 (18.4)	105 (21.2)	80 (15.6)
2. たまに話をする	327 (32.5)	175 (35.4)	152 (29.7)
3. あいさつ位はする	369 (36.6)	163 (32.9)	206 (40.2)
4. 全く話さない	48 (4.8)	14 (2.8)	34 (6.6)
5. 近所の大人と会うことがない	28 (2.8)	13 (2.6)	15 (2.9)
6. 分からない	29 (2.9)	13 (2.6)	16 (3.1)
無回答	21 (2.1)	12 (2.4)	9 (1.8)

皆さん、ご協力ありがとうございました。

この結果は「八千代市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に使わせていただきます。